

鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付要綱及び鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、担い手（個人、法人、集落営農）の確保や、担い手への農地集積を農地中間管理事業の活用により推進を図り、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の額は、別表第1欄の補助対象事業の区分に応じて当該事業の対象となる農地の面積に同表第3欄に掲げる交付単価の額を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、補助対象事業の内容に応じて様式第1号、様式第2号又は様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、市長がその財源に充当する県の補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、別表第4欄に掲げるものの以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、規則第4条に規定する交付申請書によりなされたものとみなす。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第8条関係）

1 対象事業	2 交付対象者	3 交付単価	4 重要な変更												
地域集積協力金交付事業	国実施要綱別記2－1の第5に規定する地域	交付対象者が地域の農地面積に占める機構への貸し付け面積に応じた次の額 1 一般地域（2の地域以外） 機構の活用率が80％超：2．8万円／10a 2 中山間地域 （1）機構の活用率が60％超80％以下：2．8万円／10a （2）機構の活用率が80％超：3．4万円／10a ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、1及び2の交付単価に0．5を乗じた額とする。	1 補助金の増額及び3割を超える減額 2 対象事業の新設又は中止												
集約化奨励金交付事業	国実施要綱別記2－1の第6に規定する地域	1 地域の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加：1．0万円／10a <table border="1"><tr><td>（1）</td><td>同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積</td></tr><tr><td>（2）</td><td>目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積</td></tr></table> 2 地域の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が20ポイント以上増加：3．0万円／10a <table border="1"><tr><td>（1）</td><td>同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積</td></tr><tr><td>（2）</td><td>目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積</td></tr></table> 3 次に掲げる団地面積の割合が30％以上の「地域」において、（1）若しくは（2）の団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上：3．0万円／10a <table border="1"><tr><td>（1）</td><td>同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積</td></tr><tr><td>（2）</td><td>目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積</td></tr></table> ただし、機構を通じた農作業受託の農地面積及び目標地図において農業を担	（1）	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積	（2）	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積	（1）	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積	（2）	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積	（1）	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積	（2）	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積	1 補助金の増額及び3割を超える減額 2 対象事業の新設又は中止
（1）	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積														
（2）	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積														
（1）	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積														
（2）	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積														
（1）	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積														
（2）	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積														

		う者が位置付けられていない農地面積については、１、２及び３の交付単価に０．５を乗じた交付単価とする。 １の（２）、２の（２）及び３の（２）による団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、１団地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域（中山間地域以外）の場合４．０ha、中山間地域の場合２．０haとする。	
--	--	--	--

地域集積協力金交付申請書

鳥取市長 様

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒 —)				
		都道府県				市区町村
電話	— — —		FAX	— — —		

(1) 交付申請面積及び交付申請金額

所 在	地 番	地目	面 積	機構への貸付年月日
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
交付申請面積(合計面積)			a	

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 機構への貸付年月日は、農用地利用集積計画の公告日等を記入してください。

地域名	地域の全農地面積
	a

- ※ 地域の全農地面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 地域の外縁が明確にわかる図面を添付してください。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

地域集積協力金参加申込書
(農作業委託)

鳥取市長 様
鳥取県農地中間管理機構理事長 様

農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の委託を申し込みます。また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を農地中間管理機構に貸し付けることを誓約します。

「地域」名
代表者名

記

(1) 農作業委託者

		申請年月日		年	月	日
フリガナ						
氏名						
住所	(〒 —) 都道府県 市区町村					
電話						
	— —	FAX	— —			

(2) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

(3) 農作業委託の内容

所 在	地 番	地目	作目	期間	委託する農作業	面 積	
							m ²
							m ²
							m ²
							m ²
合計面積							m ²
交付申請面積(a単位)							a

(注1)本事業により農作業委託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2)期間は10年以上を設定してください。

(注3)委託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上を記載してください。

* 記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
* 各筆毎の面積はm単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
* 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください
* 当該農作業委託をする農地が新たに農作業受託されることがわかる書面
(農作業受委託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

集約化奨励金参加申込書
(農作業受託)

鳥取市長 様
鳥取県農地中間管理機構理事長 様

農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の受託を申し込みます。また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することを誓約します。

「地域」名
代表者名

記

(1) 農作業受託者

		申請年月日		年	月	日
フリガナ						
氏名						
住所	(〒 —) 都道 府県 市区 町村					
電話						
— — —		FAX	— — —			

(2) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

(3) 農作業受託の内容

所 在	地 番	地目	作目	期間	受託する農作業	面 積
						m ²
						m ²
						m ²
						m ²
合計面積						m ²
交付申請面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業受託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 受託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上を記載してください。

* 記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
* 各筆毎の面積はm²単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
* 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください
* 当該農作業受託をする農地が新たに農作業委託されることがわかる書面
(農作業受委託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

個人情報の取扱い

以下の「鳥取市農地集積・集約化等対策事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」及び「参加申込書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の口印にレ印を必ず御記入ください。

鳥取市農地集積・集約化等対策事業に係る個人情報の取扱いについて

本事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、経営開始資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金
関係機関	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体